

IMO/ILO/UNECE貨物輸送ユニット の収納のための行動規範

概要

- 1997年にIMO/ILO/UNECEにより策定され、コンテナ運送中の事故を防止するため、具体的な貨物の収納及び固縛方法等が記述されたもの
- SOLAS条約においては、コンテナ内の積み付けを適切に実施するための参照ガイドラインとして紹介

現行のIMO/ILO/UNECE 貨物輸送ユニットの収納のためのガイドラインの記載内容

収納前の目視検査

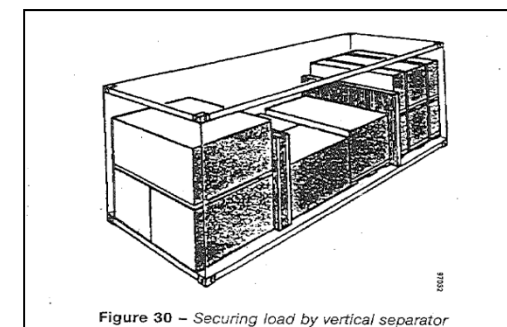
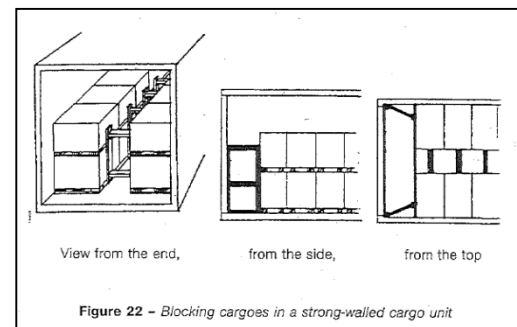
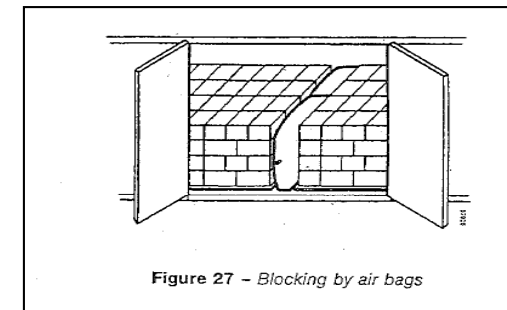
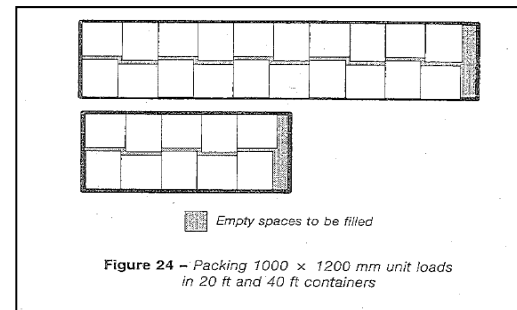
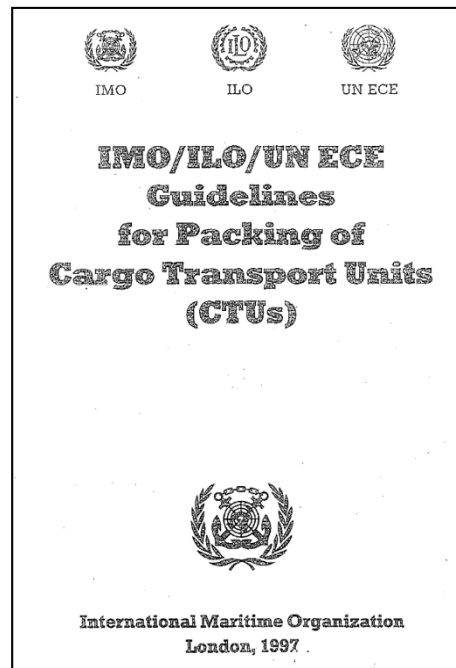
危険物の収納と固縛における注意点

貨物のコンテナへの収納に関する教育訓練

貨物の収納と固縛

コンテナ受取時の注意点

コンテナの安全な取扱いと固縛のための基本原則



ガイドライン改正のための専門家会合

IMO/ILO/UNECE 貨物輸送ユニットの収納のためのガイドライン改正の為の専門家会合



<専門家会合設置の経緯>

- 2007年 IMOにおいて、1997年に策定されたガイドラインについて、危険物の国際基準の改正に伴い、ガイドライン改正に向けて作業を進めることを決定
- 2010年 IMOにおいて、UNECEによる以下の提案を承認
- (1) ガイドライン改正は危険物に関する部分改正だけでなく、**全てのモードの安全対策につながるよう包括的に改正**すること
 - (2) IMO/ILO/UNECEの3機関合同の専門家会合を設置すること
- 2011年 ガイドラインの**行動規範 (Code of Practice) への格上げ**について承認

<専門家会合のスケジュール>

- | | |
|----------------|------------------------|
| 2011年10月 | 第一回専門家会合を開催 |
| 2012年4月 | 第二回専門家会合を開催 |
| 2012年10月 | 第三回専門家会合を開催 |
| 2013年11月 | 第四回専門家会合を開催 |
| 2014年以降 | IMO、ILO、UNECEにおいて承認手続き |
| 2015年以降 | ガイドライン発行予定 |

<参加者>

- 政府代表(日本、カナダ、ドイツ、イラン、スウェーデン 等)
- 国際機関・関係団体(IMO、ILO、UNECE 等)

第4回専門家会合の結果概要

1. 日時、場所

2013年11月4日～6日 国際連合欧州本部(スイス(ジュネーブ))

2. 結果概要

今次会合において、行動規範案の最終化(finalize)が行われ、今後、IMO、ILO、UNECE各機関において、承認手続きが行われることとなった。

参加各国及び機関の修正意見を元に、行動規範の第3ドラフト全体の修正が行われた。また、ユーザーフレンドリーのため、ANNEX及びAppendixの構成が組み直され、AppendixはInformative Material(IM)に変更し、IMは公開するが同時出版(publication)しないこととなった。

3. 今後の予定

2013年12月	事務局においてeditorialな修正、事実誤認の訂正等を実施
2014年以降	IMO、ILO、UNECEの各機関で採択
2015年以降	ガイドライン発行予定

行動規範(改正ガイドライン)の目次

本文

- 第1章 導入
- 第2章 定義
- 第3章 主要要件
- 第4章 責任と情報の連鎖
- 第5章 一般的な輸送の状況
- 第6章 CTUの特性
- 第7章 CTUの適合性
- 第8章 CTUの到着、チェック、置き方
- 第9章 CTUの積み付け
- 第10章 危険物の追加要件
- 第11章 積み付けの完了
- 第12章 CTUの受け取り
- 第13章 CTUへの積み付けのトレーニング

付属書

- 第1章 情報の流れ
- 第2章 CTUの安全取扱
- 第3章 結露による被害の防止
- 第4章 承認板
- 第5章 一般的な輸送の状況
- 第6章 CTUの受取
- 第7章 CTU内での貨物の梱包・固縛
- 第8章 タンク、バルク等での高所作業
- 第9章 燻蒸
- 第10章 トレーニングプログラム事項

主な改正ポイント

- ①情報伝達の流れを追記
- ②関係者における責任の明確化
- ③固定・固縛方法の更なる具体化

※上記①～③の主要項目は、安全輸送ガイドライン・マニュアルにおいて、既に記載しているところ。

ただし、③固定・固縛方法の更なる具体化については、安全輸送ガイドライン・マニュアルにない内容も含まれているところ、輸出貨物に係る国内での事故発生状況等も踏まえ、更なる措置の必要について検討が必要か。

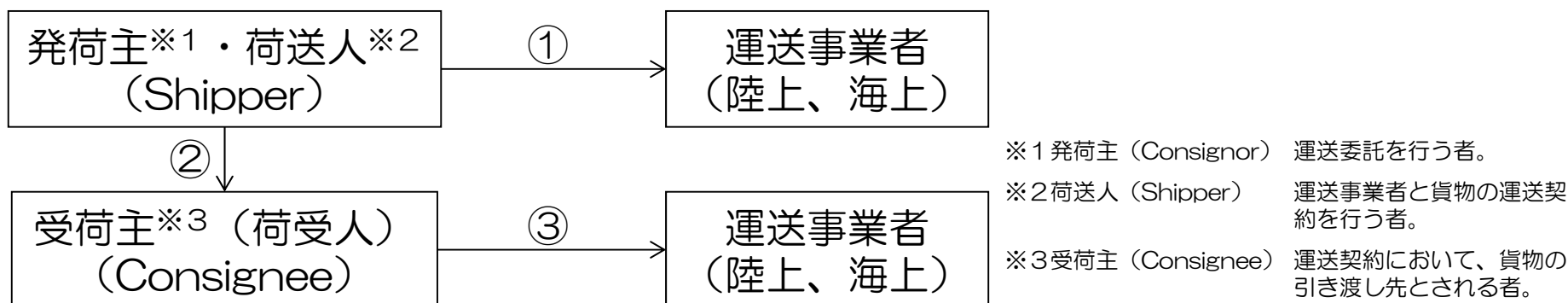
情報伝達の流れ(第4章)

- 全ての関係者は、以下の情報について、**運送契約に沿って情報伝達**する。【4.2.12】

- ①輸送時全てにおいて起こりうる危険に関する情報
- ②コンテナナンバー
- ③シールナンバー（求められた際）
- ④検証済みの貨物輸送ユニットの総重量 …重量情報
- ⑤貨物輸送ユニットにおいて運送される貨物に関する正確な記述 …品目・梱包情報
- ⑥危険物に関する正確な記述 …危険物に関する情報
- ⑦正確かつ適切な運送書類
- ⑧安全、保安、動植物検疫、関税関係その他の目的で必要となるその他の情報

- 主な情報伝達の流れは、以下のとおり。【4.2.4】【4.2.9】

- ①荷送人（Shipper）は運送事業者（陸上、海上）に対して情報を伝達
- ②荷送人（Shipper）は受荷主等（Consignee）に対して情報を伝達
- ③輸入コンテナについては、運送事業者に運送依頼を行う受荷主等が、運送事業者に対して伝達



荷主・取次事業者等の責任として定められている主な事項(第4章) 国土交通省

	定義	定められてる主な事項
発荷主 Consignor	<p>運送委託を行う者。発荷主が運送事業者と運送契約を結ぶ場合、当該発荷主が荷送人の役割を担うこととなり、その場合、以下のものとしても知られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷送人(shipper)(海上運送) ・発送人(sender)(陸上運送) 	<p>【4.2.2章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物の総積載重量を含む貨物内容を記述する ・梱包及びユニットロードを、通常の運送時の状況下で予想される応力に耐えうるものとすること ・適切に積み付けを行うために必要な情報の提供を行うこと ・梱包及びユニットロードを、運送中に損傷しないよう適切に固縛すること
収納者 Packer	<p>CTUに貨物の詰め込みを行う者。梱包者は発荷主、荷送人又は運送事業者のいずれかとの契約を行う。発荷主又は荷送人が自身の所有地においてCTUの詰め込みを行う場合、発荷主又は荷送人が梱包者となる。</p>	<p>【4.2.3章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納中にCTUの床に極端な応力が係らないようにすること ・CTU内に貨物を正しく配置し、十分に固定すること ・CTUが過積載とならないこと ・CTUの封印を適切に行い、封印の詳細を荷送人に報告すること ・適切にCTUの重量を決定し、荷送人に伝達すること
荷送人 Shipper	<p>B/L又はWaybillに荷送人として記載のある者又は団体であり、又は(自己の名をもって又は他者に代わって)運送事業者と貨物の運送契約を行う者。発送人(sender)としても知られる。</p>	<p>【4.2.4章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なCTU、輸送モードを用いること ・CTUの重量を正確に決定すること ・CTUの正確な貨物の内容(品目・梱包情報)、証明重量を運送事業者、受荷主に伝達すること
受荷主 Consignee	<p>運送契約、運送書類又は運送に関する電子記録において、貨物の引き渡し先とされる者。受取人(receiver)としても知られる。</p>	<p>【4.2.9章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開封中にCTUの床に過度な荷重をかけないこと ・CTUへの損傷を検知し、運送事業者に知らせること ・同意がある場合を除き、CTUを完全に空にして洗浄して返却すること ・CTUの正確な貨物の内容(品目・梱包情報)、証明重量を運送事業者に伝達すること

	定義	定められてる主な事項
運送事業者 Carrier	運送契約において、鉄道、道路、海上、航空、内陸水運又はこれらの複合物流の 運送の実施又は調達を引き受けた者 。さらに以下に分類される。 ・道路運送事業者 (road haulier) ・鉄道運送事業者 (rail operator) ・海上運送事業者 (shipping line)	【4. 2. 8 章】 ・CTUの温度を監視し、可能であれば、適切な温度に調整すること ・ 運送中のCTUの固定 を行うこと ・協定その他の規制に従ってCTUの運送を行うこと ・全ての貨物のタイプを扱うことができる人材の育成を行うこと
道路運送事業者 Road Haulier	—	【4. 2. 5 章】 ・ 車両の総重量、長さ、幅、高さ が国内の道路、高速道路の 規制内 とすること ・運転者が過労状態で運転させず、十分な休息を確保すること ・ CTUを適切にトレーラーまたはシャーシに固定 すること ・ 追加的な応力がCTU及び貨物に係らない ようにCTUの運送を行うこと
一貫運送事業者 Intermodal Operator	CTUを輸送し、又はCTUに積載するサービスを提供する者 。以下のとおり詳細区分される ・海上ターミナルオペレーター ・鉄道ターミナル ・内陸水運港湾	【4. 2. 7 章】 ・CTUからの泥や土壌の除去を含む適切な感染保護を行うこと
CTU所有者 CTU operator	CTUを所有又は取扱い、空の貨物輸送ユニットを発荷主、荷送人、又は梱包者に提供する者	【4. 2. 1 章】 以下のとおりの貨物輸送ユニットを受け渡すこと ・ 目的にふさわしい ・国際的な構造的完全性 (structural integrity) の条件に従う ・ 国際及び国内の安全規制に従う ・清潔であり、貨物の残留物・有毒物質・植物・植物生成物・目に見える害虫がないこと

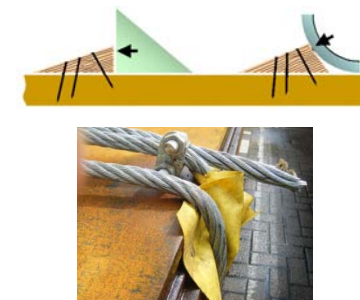
貨物輸送ユニットの積み付け(第9章)

○積み付けプラン

- ・事前積み付け計画を立てること
- ・相性の悪い貨物を分離すること
- ・集中荷重を防ぐこと
- ・偏荷重を防ぐこと

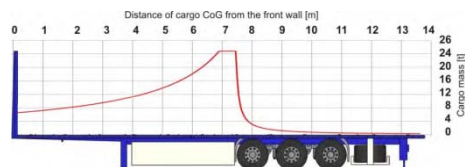
○積み付け、固縛に用いる材料

- ・十分な強度を持っていること
- ・ダメージのない状態であること
- ・CTUや貨物に適していること



○積み付け原則

- ・貨物を適切に配置すること
- ・貨物の特性に合った積込み・積付け方法であること
- ・作業安全上の問題に配慮すること



○CTU内での固縛

- ・密に詰められたコンテナの端部に過度な圧力がかからないようにすること
- ・貨物の質量又は体積が非常に大きいものは、個々に固定すること

